

平成27年2月25日

第71回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第71回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年1月19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成27年2月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第71回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後14時30分

議 長	<p>【開会】 ただいまより第71回農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を29番、菊池孝委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は28名であります。定数に達しておりますので直ちに第71回遠野市農業委員会総会を開会します。 5番似田貝順一委員、27番君崎敬孝委員から欠席する旨の届け出がありましたのでこれを会長として許可しましたので報告致します。なお、6番菊池次男委員はまだ到着していません。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>それではただいまの報告について質疑ございませんか。 （「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>それでは質疑が無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆4,792平方メートル。農業経営基盤強化促進法の一部解約です。</p> <p>2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆5,280平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>3番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町5筆11,651平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>4番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆1,577平方メー</p>

議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に30番濱田平八郎委員、1番阿部正嗣委員、会議書記に、事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。議案総括表について説明いたします。</p> <p>(以下、「第71回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第82号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。議案第82号農地法第3条第1項の規定による使用収益権の設定でございます。</p> <p>1番、●●町4筆11,828平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借の新規契約でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>本案件は農業者年金受給の為の使用収益権の設定の為、現地確認結果を省略致します。質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第82号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第82号は原案の通り可と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第83号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。議案第83号農地法第3条の所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。</p> <p>1番、●●町2筆5,280平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲渡人は、労力不足の為要請し売り渡すものです。</p> <p>2番、●●町2筆1,629平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県●●市 ●●●●。売買です。譲渡しは県外に転出し、耕作が困難になった為実家に要請し譲り渡すものです。</p> <p>3番、●●町1筆2,675平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県●●市 ●●●●。贈与です。譲渡人は県外に転出し、耕作が困難となった為母の実家に要請し譲り渡すものです。</p>

	<p>4番、●●町1筆8,404平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県●●市 ●●●●。売買です。譲渡人は、県外に転出し、耕作が困難となった為親戚に要請し譲り渡すものです。</p> <p>5番、●●町1筆122平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。譲渡人は、組田である現地を要請し譲り渡すものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。それでは、●●町担当委員からお願いします。</p>
25番委員	<p>はい、25番白金です。2月17日に事務局2名と地区委員5名で現地確認をして参りました。1番に関しては、労力不足の為売り渡すということで確認をして来ましたが、何も問題がないことを確認致しました。2番ですが、●●●●さんという方が●●にいらっしゃって実家に譲り渡すということで、何ら問題がないことを確認して来ました。以上です。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>
4番委員	<p>はい、4番阿部です。2月17日、地区担当委員3名・事務局2名で現地を確認しました。事務局の説明の通り何ら問題が無いことを確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>
14番委員	<p>4番の案件です。2月17日に担当地区委員3名と事務局2名で現地を確認して参りました。場所は●●町●●にあります、■●■●■●から■●■●■●を登って行った山の中にあります。現状は、受け人がこの土地を借りてホップを作付してしまっていて、今回は所有権移転の為の売買となっています。農地に関しては何ら問題がないことを確認して来ました。以上です。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>
17番委員	<p>17番菊池です。16日に地区担当委員2名と事務局職員2名で現地を確認して参りましたが、私の担当地区の場所ではありますが、面積が122平米ということでここは平成15年に基盤整備になり、組田にするには小さい面積です。●●●●さんが今まで耕作してきたんですけれども、●●さんが高齢で独り暮らしであるということで贈与されたとお聞きしました。そういう部分では、何ら問題がないことを確認して来ました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了致しました。暫時休憩します。議案第83号の1番については30番●●●●委員は議事に参与出来ませんので、当該番号の質疑の間退席を願います。</p>
議 長	<p>会議を再開します。これより質疑に入ります。1番について質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では暫時休憩致します。●●●●委員着席願います。</p>
議 長	<p>それでは会議を再開致します。1番を除く議案について質疑ございませんか。</p>
10番委員	<p>はい、10番佐々木です。3番についてですけれども、贈与の部分については何もありませんが、●●さんという方は独り暮らしをされているわけで、私の知り合いであまり体調が優れないと聞いていたんですが、畑を贈与され、本人が管理できなくなった場合</p>

		どなたか管理をされる方がいらっしゃるのでしょうか。
21番委員		はい、21番古屋敷です。地区担当委員として補足の説明を致します。●●さんの農地に関しては26年度に除染されていまして、●●さんという酪農家の方が利用されていると伺っておりました。管理は十分にされていまして。以上です。
議長	長	よろしいですか。他にご質問はありませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	質疑なしと認め質疑を終結致します。暫時休憩致します。濱田平八郎委員の退席をお願いします。
議長	長	それでは再開いたします。お諮り致します、議案第83号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	ご異議なしと認めます。よって議案第83号は原案の通り可と決しました。休憩致します。濱田委員着席をお願いします。
議長	長	会議を再開致します。
議長	長	【日程第4】 日程第4、議案第84号遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてを上程致します。事務局の説明を求めます。
農地係長		はい、議長。議案第84号遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてでございます。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものでございます。案件は1件です。あっせん委員は、●●●●委員・●●●●委員。申出人は、●●県●●市 ●●●●。売渡し等あっせん申出物件の表示につきましては、●●町2筆1,593平方メートルでございます。以上、ご審議をお願い致します。
議長	長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第84号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	ご異議なしと認めます。よって議案第84号は原案の通り可と決しました。
議長	長	【日程第5】 日程第5、議案第85号農用地利用集積計画の決定に対する意見決定についてを上程致します。なお、再設定については説明を省略致します。事務局より説明致させます。 はい、議長。議案第85号農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について、新規の部分について説明致します。で 3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町

●●●●。●●町田 1 筆5,611平方メートル。6年間の賃借権の設定です。
 12番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆4,909平方メートル。6年間の賃借権の設定です。
 14番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆3,609平方メートル。10年間の賃借権の設定です。
 15番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 1 筆2,695平方メートル。1年間の賃借権の設定です。
 19番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 1 筆801平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 20番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●市
 ●●●●。●●町田 2 筆5,183平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 21番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆1,976平方メートル。3年間の賃借権の設定です。
 23番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆3,471平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 24番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 1 筆970平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 25番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 1 筆702平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 26番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●市
 ●●●●。●●町田 1 筆987平方メートル。3年間の賃借権の設定です。
 27番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆1,982平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 30番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆5,104平方メートル。10年間の賃借権の設定です。
 31番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆3,317平方メートル。4年10カ月の賃借権の設定です。
 35番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 6 筆12,503平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 36番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 3 筆4,967平方メートル。5年間の賃借権の設定です。
 37番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 6 筆7,263平方メートル。10年間の賃借権の設定です。
 38番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 8 筆17,134平方メートル。9年10カ月の賃借権の設定です。
 40番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町
 ●●●●。●●町田 2 筆3,356平方メートル。5年10カ月の賃借権の設定です。以上、新
 規18件・更新34件ということでいずれも問題はないと確認しております。ご審議よろし
 くお願い致します。

議

長

暫時休憩致します。議案第85号について、32番・33番は23番●●●●委員は議事に参
 与出来ませんので当該番号の質疑の間退席願います。

議

長

会議を再開致します。これより質疑に入ります。32番・33番について質疑ありませ
 んか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑なしと認めます。休憩致します。●●●●委員、席の方にお戻りください。
 続きまして、35番について16番●●●●委員は議事に参与出来ませんので、当該番号
 の質疑の間退席をお願い致します。

議

長

会議を再開致します。35番について質疑ございませんか。

		(「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認めます。暫時休憩致します。●●●●委員、席の方にお戻りください。
議	長	それでは会議を再開致します。3件を除く39件について質疑ございませんか。
2番委員		2番山崎です。26番なんですけれども、10a当たり180kgということは30kg平均ですと6俵、60kgでも3俵なわけなんですけれども、ちょっとこれは値段的に突出していると思うんです。本人同士が合意しているわけですが、こういった契約の仕方は周りにも影響があると思うんですが、この辺の説明をお願いします。
議	長	事務局、答弁してください。
農業振興係長		はい、議長。本案件につきましては貸人が●●市在住ということで、当該の土地を見ることが出来ないという部分がございますけれども、借人が3年間この土地を借り、物納で180kgということで当事者同士が契約している部分がございます。よって、これについては賃借料が若干高めということではございますが、そのまま問題がないということで受理をしております。
2番委員		はい。
1番委員		通常の3倍ということですよ。
議	長	貸人・借人双方が合意しての内容での届出ということで事務局は受理をしたという話の様です。他にありませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	では、質疑なしと認め質疑を終結致します。暫時休憩致します。16番●●●●委員、23番●●●●委員は議事に参与出来ませんので採決の間退席を願います。
議	長	会議を再開致します。お諮り致します、議案第85号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。
議	長	(「なし」の声あり)
議	長	異議なしと認めます。よって議案第85号は原案の通り可と決しました。暫時休憩致します。●●委員、●●委員はご着席ください。
議	長	会議を再開致します。
議	長	【日程第6】 日程第6、議案第86号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明致します。
農地係長		はい、議長。議案第86号第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。 1番、●●町1筆1,528平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。植林をしようとするものでございます。 申請人は、所有する畑を放牧地として利用していましたが、畜産経営を廃業したことから転用しカラマツを植林しようとするものでございます。申請地は原野と山林に囲まれた小面積の農地であるため、生産性の低い農地と致しまして農地区分は第2種農地と

		判断してございます。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから転用に問題はないと考えております。以上、ご審議をお願い致します。
議 長		説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
15番委員		当日、農業委員2名と事務局2名で現地を確認しましたが、今説明がございましたが高齢になり牛の飼育等が難しくなったためやむを得なく廃業したということで確認してきました。以上です。
議 長		以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了致します。質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第86号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認めます。よって議案第86号は原案の通り可と決しました。
議 長		【日程第7】 日程第7、議案第87号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明致させます。
農地係長		はい、議長。議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。 1番、●●町1筆347平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農家住宅の使用貸借です。 2番、●●町1筆389平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。道路の売買です。 3番、●●町1筆88平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。農家住宅用地の使用貸借です。 4番、●●町1筆1,253平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。 5番、●●町1筆1,028平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。4番・5番はそれぞれ駐車場として贈与されるものです。 6番、●●町3筆4,047平方メートルの内641.49平方メートル。借受人、●●市 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。工事用道路としての3年間の賃貸借です。 7番、●●町1筆661平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。一般住宅の売買です。 1番、借受人は後継者で子供の成長に伴い両親と同居する住宅が手狭になったため、新たに農家住宅を建築するものです。用水は上水道、雑排水は浄化槽で処理し市道側溝へ放流する計画です。申請地は特定土地改良事業等を実施していない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断致しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから転用に問題はないと考えています。 2番、譲受人は自己の所有する山林に通じる道路を整備しようとするものです。申請地は、原野と山林に囲まれた小面積の農地であるため生産性の低い農地と致しまして農地区分は第2種農地と判断致しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから転用に問題はないと考えております。 3番、譲受人は土地所有者の娘の夫で農業後継者となります。隣接する宅地に住宅を建築しようとするものですが、道路と住宅を建築する用地に挟まれた当該農地について

議 長	<p>【日程第9】 日程第9、議案第89号農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願い及び引き続き農業経営を行っている等の証明願いについてを議題致します。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第89号農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願い及び引き続き農業経営を行っている等の証明願いについてでございます。こちらにつきまして、下記の者から証明願いがあったので、証明の可否決定についてお願いをするものでございます。</p> <p>1番、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受けるための適格者証明については、昨年2月から今年1月までに生前一括贈与を新規に行われた受贈者・贈与者でございます。こちらについて、証明願いが出る場合に証明が必要となるのであらかじめ適格者証明の判断をお願いする部分でございます。</p> <p>2番につきまして、こちらについては3年に一度の定期更新でございます。右端の欄に“国税”“県税”という表示がございます。こちら国税については贈与税になります。県税については不動産取得税でございます。一部、国税の所に○が無い方、県税の所に○が無い方という部分がございますが、こちらについては国税の贈与税につきまして土地を全部担保にしている方は定期報告がいらぬということですので、証明願いが出されないということでございますし、県税につきましては不動産取得税は支払ってしまったという方は○が付いていないということになっております。なお、今回判断頂くこととなりますがこちらについて“否決”となった場合につきましては、農業委員会において証明が出来ないという形になります。そうした場合には、本税と一体税全てについて確定が行われ一度に払わなければならない事態が生じるものでございます。繰り返しになりますが、1番については新規の方、2番については3年に一度の継続の方という形になりますので可否決定についてよろしくご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは本案件について、暫時休憩致します。その後、各町で適格者の確認をお願い致します。</p> <p>～休憩・確認～</p>
議 長	<p>ただいま確認した案件について質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第89号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めますよって議案第89号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第10】 日程第10、議案第90号平成27年度遠野市農業労賃標準額の設定についてを上程致します。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。議案第90号平成27年度遠野市農業労賃標準額の設定について。本案件は遠野地域農業機械銀行作業労賃検討会の検討結果、そして人力の部におきましては農作業機関からの照会回答結果に基づきまして、平成27年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議の協議結果を踏まえた内容でございます。まず人力の部におきましては、“田植・直播”という部門を新設してございます。現在直播による試験栽培が行われておきまして、これから需要が増えてくると見込まれることから新設するものでございます。その他の機械作業料金につきましては、据え置きという意見になり同額という形で設</p>

		定をさせていただいております。人力の部におきましては、岩手県の1時間当たりの最低賃金が678円であることから8時間労働の場合5,424円を下回らない額を設定することとし、5,400円でありました一般畑作業標準額は5,440円に設定を致しました。また、山林作業につきましては作業従事者確保等の為作業上限額を1,000円引き上げまして、幅を持たせることと致しました。以上、ご審議の上ご判断をお願いしたいと思います。
議	長	それでは説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	よろしいですか？それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第90号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。議案第90号は原案の通り可と決しました。
議	長	【日程第11】 日程第11、議案第91号耕作放棄地調査に係る農地・非農地の判定についてを上程致します。事務局の説明を求めます。
農業振興係長		はい、議長。議案第91号耕作放棄地調査に係る農地・非農地の判定についてでございます。本案件につきましては、平成26年1月24日開会の第58回総会におきまして“非農地”として判断した農地の所有者から近隣の土地も農地ではないのかという申し立てがございまして、遠野市からの通知に伴い農業委員と事務局職員が現地調査を行いました。その結果、議案に記載している通り現況を原野と判断致しました。この判断結果に基づきまして農地・非農地の判定を求めるものでございます。以上、ご審議の方よろしくお願い致します。
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
2番委員		2番山崎です。皆さんこの場所がどこかわからないと思いますけれども、今年●●●●委員が■■■■を植えた農地の道路向かいで、■■■■の工事等を行い狭くなっている場所です。地目は田となっていますが、●●の農業委員で確認した結果、本当に荒れていまして原野としました。以上です。
議	長	補足説明ありがとうございました。質疑ございませんか。
議	長	よろしいですか？それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第91号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって議案第91号は原案の通り可と決しました。
議	長	それではその他に入ります。委員の皆さんからご意見・提案等ありませんか。無ければ事務局の方からその他ありませんか。
農業振興係長		はい、議長。それでは遠野市農業委員会、26年度の全国農業新聞・家族経営協定・農業者年金の取扱状況これにつきまして状況を説明させていただきます。 全国農業新聞、目標31件につきましては現在13件ということで目標を下回っている状況でございます。今度の4月4日には、一昨年の成果を表彰されることになっておりますし、農業委員個人としましては濱田平八郎委員も表彰と連絡が来ておりますので、取り組みをまたよろしくをお願いしたいと思います。任期が切れる方については引き続きご購入をよろしくをお願いしたいと思います。

家族経営協定でございますが、現在事務処理が遅れてございまして、預けている方もいらっしゃいますが、誠に申し訳ありませんが至急執り行いますのでよろしくお願いいたします。

農業者年金につきましては、11番菊池敦子委員が取り組んでらっしゃいましたので3件ということになりますので訂正させていただきます。

続いて農業委員の名簿提出チェック表ということで、活動記録カードの提出状況について昨日現在でご覧の通りになってございますが、7番の綱木秀治委員は今日2月分まで提出されましたので全て提出済みとなっております。なおお願いでございますが、今回3月一日で任期を満了される方につきましては、活動記録カードの裏面に年度総括表という様式がございます。すでに出された方もいらっしゃいますけれども、この分も忘れずにお出しいただきたいと思っております。

遠野菜の花搾りという片面の用紙がございます。皆さんの協力をいただいて、菜種油が出来ました。農業委員さんのご協力の元、販売計画も立てることが出来ましたけれども、まだ希望する方がございましたら追加申込みもできます。それから研究会の正式名称を「農地有効活用研究会」ということにしました。今回は菜の花・菜種油ということでしたが、いろんな分野を研究した方がいいということでこの名前にしましたのでよろしくお願い致します。

それから、遠野市賃借料情報ということで2月6日に26年度分の数字を確定することが出来ました。それに伴いまして、田の部・畑の部ということで各地域単位の平均額・最低額・最高額・取扱いデータ数に伴いましてこのように決定いたしました。なお現物支給につきましては、60kg当たり8,400円ということで概算金の金額によって数字を換算させていただきます。そして作付金額は100円単位とさせていただきますので、今後の契約等の参考にしていただければと思います。そして、農業委員会だより等でこの情報についての周知を図っていきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

3 番 委 員

3番多田です。今賃借料情報が出たんですが、売買情報を教えてほしいと言ったら教えてもらえますか？例えばいくらぐらいで土地が売れているかという平均みたいなものなどは。

農 地 係 長

はい、議長。売買情報につきましては、農地を農地として利用する場合の3条等については議案としてもご説明の所に入れさせていただいております。ですが、平均という形を取っていなかったという認識をさせていただいておりますので現在お出しできない状態となっております。

議 長

それではその他が無いようでございますので、私の方から皆さんに一言お礼と感謝を申し上げたいと思っております。本日は大変ご苦勞様でございます。3年間という農業委員の任期、こうして過ぎてみますと本当にあっという間だなと感じております。このメンバーでの総会等も本日で最後ということで、皆様方には3年間大変なご支援やご理解・ご協力いただきまして公務を遂行することが出来まして中心より厚くお礼申し上げます。この3年間は農政も著しく変わっていくような状況で農業現場はもちろん、我々農業委員も追いついていくのが大変という状況でございました。そういった中でも、先ほども申し上げましたけれども皆様のご理解の中進めて参ることが出来ました。大きな出来事と致しましては、市の農業振興課と農業委員会が一部併任して中間管理事業に当たってきたということでございまして、これまでそれなりに功を奏しているものだなと感じているところでございます。そうした中で、今回の改選がございましたが、これまで長年委員をやってきた方・様々な形で勇退される方もございます。今後とも農業委員会の様々なことにつきましてはご意見・ご指導賜りますことをお願い申し上げます。簡単ですが感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。それでは以上をもちまして第71回遠野市農業委員会総会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

(午後16時30分 閉会)

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 30 番 _____

同 1 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____